

平成 30 年 9 月

全 国 知 事 会 御 中

一 般 社 団 法 人 全 国 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 信 託 協 会
一 般 社 団 法 人 第 二 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 金 庫 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 組 合 中 央 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 労 働 金 庫 協 会
農 林 中 央 金 庫

地方税の電子納付の推進等について

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、金融界は、平成 28 年 6 月に設置された金融庁の「決済高度化官民推進会議」における検討等を踏まえ、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、本年（平成 30 年）10 月に予定している、金融機関の振込の中核システムである「全銀システム」の 24 時間 365 日稼動をはじめとして、決済インフラの更なる高度化に向けた検討・取組みを行っております。

この点、本年 3 月に設置されました「税・公金収納・支払等の効率化に関する勉強会」（注 1）につきましては、貴会にオブザーバーとしてご参画いただいたことにつき、あらためて御礼申しあげます。

（注 1）未来投資戦略 2017 に掲げられた「政府横断での行政手続コスト削減の徹底」等を踏まえ、税・公金収納・支払の効率化を進めるために、現在の状況を鳥瞰しつつ、既存の枠組みのなかで短期的に足元から取り組みできることがないか、更には、新たな技術や諸外国の事例等を参考に、中長期的（～10 年程度）にはどのような対応が望ましいか、意見交換等を行う官民の会合（事務局：全国銀行協会）。

ご高承のとおり、地方税につきましては、平成 31 年 10 月を目途に地方税共通納税システムが稼動し、法人住民税をはじめとする申告税に関しては、すべての地方公共団体に対し、ペイジーによる電子納税を行える仕組みが実現する運びとなっております。

一方、地方税全体で見ると、課税件数の 9 割以上は賦課税（自動車税や固定資産税等（注 2））であり、同税目の納付・収納については、依然として金融機関窓口での取扱いが多くなっており、その場合、納付者、地方公共団体はもと

より、金融機関も含め、それぞれにとって負担が大きく、国民経済全体として効率化の余地が大きい領域となっています。

(注2) 平成29年9月26日開催の政府税制調査会資料(総11-3)を参照。

こうしたことから、金融界は、今般、総務省に対して電子納付推進等のために望ましい施策等について、別添の要望書を提出いたしました。

つきましては、金融界のこうした活動の趣旨をご理解いただき、特に下記の事項について、貴会から各地方公共団体に周知いただくとともに、効果的な施策についてご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 地方税の電子納付に係る取組みへの支援

地方税共通納税システムについては、平成31年10月の稼動が予定されている。

については、同システムの稼動と、同システムの対象税目において、地方税の課税件数の9割以上を占める賦課税目を早期に対象とすることについて、支援をお願いしたい。

また、個人による納付の効率化の観点からは、全国すべての地方公共団体に対し、マイナポータルの公金決済サービス上で、あらゆる税・公金の納付が可能となるよう、政府からの地方公共団体に対する幅広い支援を貴会からも要望したい。

2. 賦課税納付書の規格・様式の統一に向けた環境整備

上記1.の取組みが納付者にとっての本質的な利便性向上に資すると考えられる一方、仮に紙ベースの賦課税納付書が当面の間存続するのであれば、その規格・様式については、金融機関・コンビニエンスストア等で共通に使用されている「マルチペイメントネットワーク(MPN)標準帳票ガイドライン」による標準帳票に準じたものに統一することが合理的と考えられる。このため、貴会におかれては、各地方公共団体に対し、MPN標準帳票の導入を進めるうえでの留意事項を整理のうえ周知するなどの措置をお願いしたい。

3. 地方税収納等に係る経費負担の適正化

金融機関は、かねてから各種手数料について受益者負担の観点に立って見直しを図り、サービスに伴うコストの適正な負担をお願いしてきているところである。

金融機関窓口における地方税等の収納や地方公共団体が行う振込等の手数

料については、金融機関が地方公共団体に代わって行っている業務の価値に見合った水準となるよう、各当事者間の個別の協議により、早期に適正化が図られることを望んでいる。

この問題に対する各地方公共団体の理解促進について、格別のご高配を賜りたい。

以　上